

大韓民国産炭酸カリウムに対する  
不当廉売関税の課税

（ 令 和 3 年 6 月 8 日  
関 税 ・ 外 国 為 替 等 審 議 会  
関 税 分 科 会 特 殊 関 税 部 会  
財 務 省 関 税 局 ）

# 調査の概要等

## 調査の概要

- 政府において、関税定率法第8条に基づき、大韓民国(以下「韓国」という。)産炭酸カリウムに関し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、調査を実施。

### 【調査対象貨物】

- ・炭酸カリウム(炭酸二カリウム)
- ・輸入統計品目番号 : 2836.40-000  
(協定税率:3.9%)
- ・外観 : 白色の粉末又は無色の液体
- ・主な用途 : ・液晶パネル等のガラス類の原料  
・中華麺に添加するかんすいの原料



【炭酸カリウム】



【荷姿】

(注)写真は本邦産のもの (出典:申請者)

### 【調査対象期間】

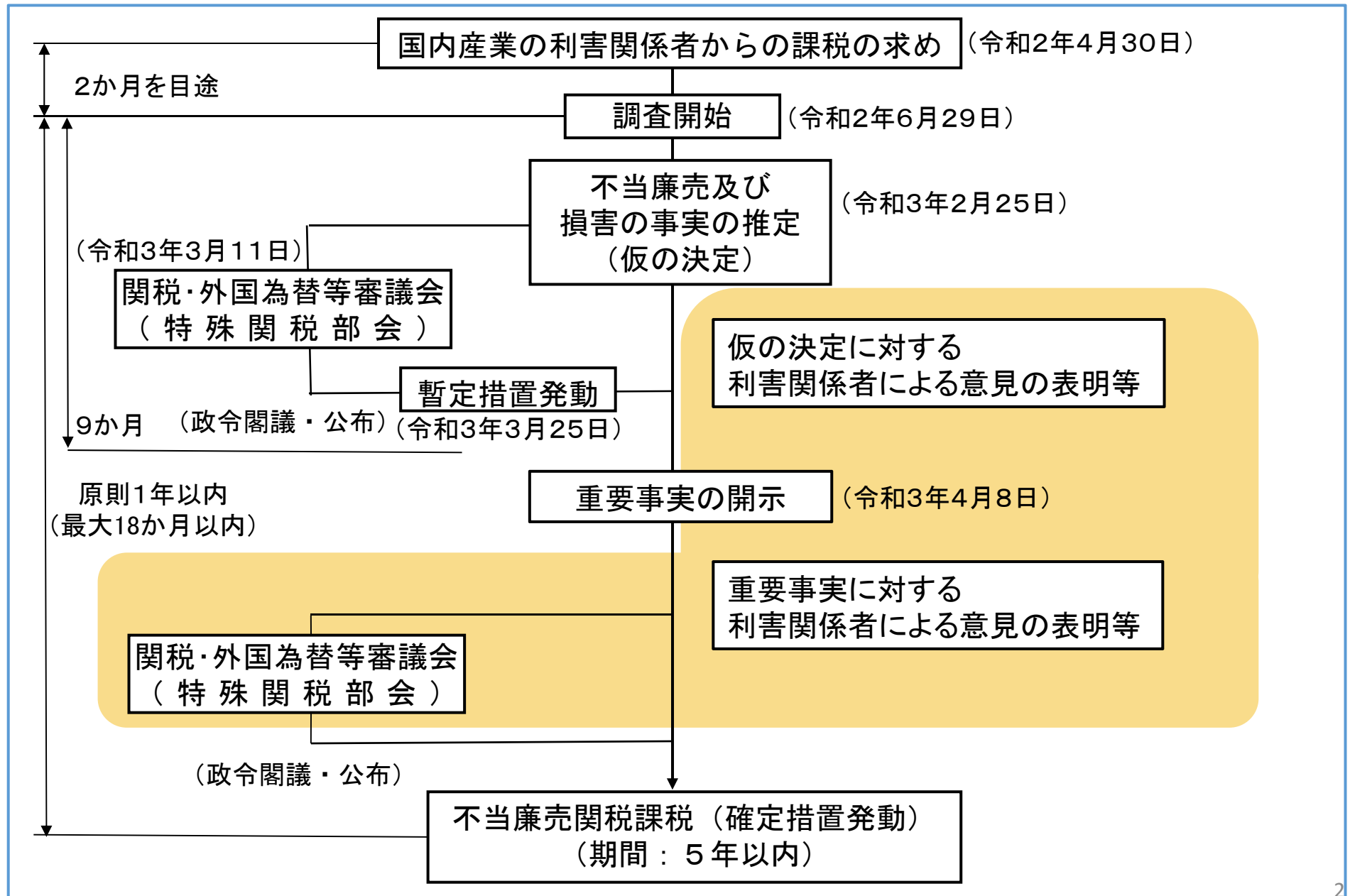
- ・不当廉売された貨物の輸入の事実:平成31年1月1日～令和元年12月31日
- ・当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実:平成29年1月1日～令和元年12月31日

## 不当廉売関税の課税要件

- 不当廉売された貨物の輸入の事実が認められること。
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められること。
- 本邦の産業を保護するため必要があると認められること。

※ 関税定率法第8条第1項

# 不当廉売関税の調査・課税手続きの流れ



# 利害関係者からの意見①(仮の決定に対する反論)

海外供給者 (UNID) からの反論	調査当局の見解
<b>1. 特定の製品に係る調査対象貨物からの除外要請【総論】</b>	
Super Fine Powder製品は、Powder(粉)製品と物理的特性の差などがあるため、調査対象貨物から除外すべきである。	当該製品とPowder(粉)製品との間に物理的特性の差などがあるとまでは言えない。なお、調査対象貨物の定義にSuper Fine Powderが含まれないことを示す証拠は提出されていない。
<b>2. 正常価格【不当廉売輸入の事実】</b>	
<p>(1)韓国国内市場が特殊な状況であるため、第三国向け販売価格を用いるべきである。</p> <p>(2)品種コード③(形状)において、Super Fine Powder製品とPowder(粉)製品とを区別すべきである。</p> <p>(3)品種コード④(用途)において、「工業用」と「食品添加用」とを区別すべきである。</p>	<p>(1)韓国国内の価格交渉及び販売形態は、本邦生産者のそれと同様であり、通常のものである。</p> <p>(2)両製品に正常価格と輸出価格との比較に影響を及ぼすほどの物理的特性の差は認められなかった。</p> <p>(3)UNIDも全ての製品を「食品添加用」として使用できるように生産している旨主張しており、用途の区分から正常価格と輸出価格との比較に影響を及ぼすほどの物理的特性の差は認められなかった。</p>
<b>3. 国内販売価格の比較【不当廉売輸入による損害の事実】</b>	
韓国産品と国産品の日本における国内販売価格を比較するには、推計値ではなく実際の販売価格を用い、かつ、販売段階を合わせるべきである。	輸入者及び本邦生産者の実際の国内販売価格を使用し、同一の販売段階で適切な比較を行っている。
<b>4. 消費態様の変化【因果関係】</b>	
提出済みの証拠に示されている国内生産者の需要減少に関する見解を消費パターンの変化を示す証拠として再検討すべきである。	当該証拠は今後の需要見通しなどが記載されているにすぎず、消費パターンの変化に関する証拠に該当しない。
<b>5. その他【因果関係】</b>	
<p>(1)本邦生産者の老朽化した施設の維持・更新などの費用が通常の炭酸カリウム事業で見込める金額との根拠を示すべきである。</p> <p>(2)本邦生産者1社の事業撤退の理由に輸入製品の不当廉売に係る主張がない点を検討すべきである。</p>	<p>(1)本邦生産者に対する現地調査において、設備投資が生産水準を維持するために必要な範囲内であることを確認し、これを示している。</p> <p>(2)同社は厳しい事業環境下での経営判断の旨を示しており、特に輸入製品の不当廉売に係る言及がないことをもって損害の因果関係の否定にはならない。</p>

仮の決定で示した判断を変える必要はないものと認められた。 ⇒ 重要事実の開示

# 重要事実の開示

## 重要事実の開示

- 令和3年4月8日、すべての利害関係者に対し、最終決定の基礎となる重要な事実(重要事実)として以下を通知。

### 重要事実記載事項

- 調査対象貨物、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入と実質的な損害との間の因果関係
- 仮の決定に係る反論及び再反論等、並びにこれらに係る調査当局の見解

(参考)アンチダンピング協定第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

# 利害関係者からの意見②(重要事実に対する反論)

## 重要事実に対する反論

海外供給者 (UNID) からの反論	調査当局の見解
「仮の決定に対する反論」と同旨の反論の提出(再反論の提出なし)。	「仮の決定に対する反論」における調査当局の見解と同旨の見解。

※申請者からは、重要事実の内容を支持する意見及び海外供給者からの反論に対する再反論の提出あり。

➡ 調査対象(「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」)に関する調査当局の判断を変える必要なし。

調査対象(「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」)に関する重要事実の内容を変更する必要なし

## 調査結果

- 「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」に関する事実認定が確定。

# 調査結果(不当廉売された貨物の輸入の事実)

## 不当廉売差額率の算出

不当廉売差額率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

- 正常価格: ・供給者1者(UNID)  
→提出された証拠及び情報、並びに現地調査の結果等から算出。  
・その他の供給者※  
→調査当局が「知ることができた事実」(ファクツ・アヴェイラブル)によって認定し、UNIDの正常価格に基づき算出。
- 輸出価格: ・UNID  
→提出された証拠及び情報、並びに現地調査の結果等から算出。  
・その他の供給者※  
→調査当局が「知ることができた事実」(ファクツ・アヴェイラブル)によって認定し、UNIDの輸出価格に基づき算出。

※今回の調査において韓国における炭酸カリウムの供給者はUNIDのみ。

## 調査結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。
- 算出された不当廉売差額率は33.29%。

【表1】 不当廉売差額率

国(供給者名)		不当廉売差額率
韓国	(UNID)	33.29%
	(その他の供給者)	33.29%



# 調査結果(実質的な損害等の事実)

## 検討

- 不当廉売された貨物の輸入  
⇒ 韓国産品は、調査対象期間において、本邦における市場占拠率を拡大した(D)。  
また、国産品を常に下回る価格で輸入され、販売された(H)。
- 本邦産業への影響  
⇒ 本邦産業は、国産品の販売先を維持・確保するべく、販売価格の引上げの抑制等を余儀なくされ(E)、製造原価の増加(F)に見合った価格設定ができず、営業利益が減少(J)。
- 因果関係  
⇒ 韓国以外の国からの貨物による国産品の価格への影響などは特に認められず、韓国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が認められた。

【表2】 本邦産業の状況

	平成29年	令和元年	(参考)平成29年から令和元年における変化率
国内需要量(A)	100	89	▲11%
韓国産品の輸入量(B)	100	108	+8%
国産品の販売量(C)	100	86	▲14%
韓国産品の市場占拠率(D)	100	120	+20%
国産品の価格(E)	100	103	+3%
国産品の製造原価(F)	100	122	+22%
韓国産品の価格(G)	100	99	▲1%
価格比(%) (H) *	65~80	65~80	
国産品の売上高(I)	100	88	▲12%
本邦産業の営業利益(J)	100	▲67	▲167%

表中、平成29年の数値を100とする指数を記入(価格比(%)を除く)

$$\text{価格比(%) (H)} = \frac{\text{韓国産品の価格 (G)}}{\text{国産品の価格 (E)}} \times 100$$

## 調査結果

- 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。



# 不当廉売関税の課税

## 本邦産業保護の必要性

- 不当廉売された貨物の輸入の事実： 有
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実： 有
- 不当廉売関税による本邦産業の保護の必要性を否定する特別の事情： 無

不当廉売輸入による損害から本邦産業を保護するために、不当廉売関税を課する必要性が認められる。

## 不当廉売関税の課税

- 不当廉売関税の課税要件を満たしていることから、表3のとおり不当廉売関税を課することが適当（税率は暫定措置と同率、期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である5年間）。

【表3】不当廉売関税率

国(供給者名)		不当廉売関税率
韓国	(UNID)	30.8%
	(その他の供給者)	

(注)不当廉売関税率=(不当廉売差額/本邦輸入価格)×100

(参考) 不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方

